料金表（ローゼンホーム上山ヘルパーステーション）

令和8年6月1日 より

■居宅介護
■提供時間帯：0:00～23:59

・身体介護　　単位数単価：10.72

提供時間	単位数
30分未満	256
30分以上1時間未満	404
1時間以上1時間30分未満	587
1時間30分以上2時間未満	669
2時間以上2時間30分未満	754
2時間30分以上3時間未満	837

・家事援助

提供時間	単位数
30分未満	106
30分以上45分未満	153
45分以上1時間未満	197
1時間以上1時間15分未満	239
1時間15分以上1時間30分未満	275

■重度訪問介護　　単位数単価：10.72

提供時間	単位数
1時間未満	186
1時間以上1時間30分未満	277
1時間30分以上2時間未満	369

※報酬基準に基づき、当該表（下記・右記含む）に記載のある加算について要件に該当した場合、算定致します。

※福祉・介護職員等処遇改善加算

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　所定単位数に加算率を乗じた単位数

〈加算率〉　　居宅介護　　４５．６％

□同一建物減算　月の合計単位数　－10/100単位

事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合

□特定事業所加算（Ⅰ）　所定単位数　＋20/100単位

事業所が、厚生労働大臣が定める基準（特定事業所加算（Ⅰ））に適合した場合で、サービス等利用計画書に沿って、居宅介護のサービス提供を受けた場合

□特定事業所加算（Ⅱ）　所定単位数　＋10/100単位

事業所が、厚生労働大臣が定める基準（特定事業所加算（Ⅱ））に適合した場合で、サービス等利用計画書に沿って、居宅介護のサービス提供を受けた場合

□初回加算　＋200単位

新規に居宅介護計画を作成し、初回に居宅介護等サービスを受けた同月内に、サービス提供責任者が自ら居宅介護等サービスを行う場合又は他の従業者と同行訪問しサービス内容の確認を行った場合

□早朝、夜間（所定単位数の125／100）

6:00～8:00、18:00～22:00にサービス提供を受けた場合

□深夜（所定単位数の150／100）

22:00～6:00にサービス提供を受けた場合